

平成29年度 環境報告等ガイドライン改定に関する検討会

開催要領

1. 目的

グリーン経済の実現に向け、環境省では「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」に基づき、事業者とステークホルダー間の対話を促進する施策を整備・推進しており、その一つとして環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン(以下「環境報告等ガイドライン」という。)を公表し、現在、環境報告等ガイドラインは環境報告書作成時に最も活用されるに至っている。

しかし、環境報告等ガイドラインとも公表から相当の期間が経過し、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ・SDGsやパリ協定の発効など、持続可能な社会への移行を促進する国際的枠組みが確立され、国際的な情報開示の潮流が大きく変わってきており、環境報告等ガイドラインの改定の検討が喫緊の課題となっていた。そこで、平成 28 年度に環境報告ガイドライン・環境会計ガイドライン改定に向けた研究会を開催し、両ガイドラインの論点を整理し、「平成 28 年度環境報告ガイドライン・環境会計ガイドライン改定に向けた論点整理」(以下「論点整理」という。)を作成した。この「論点整理」を受けて、国内外の環境情報へのニーズ及び実務上の対応の変化を勘案して、本年度は、環境報告等ガイドラインの改定案を作成する。

2. 期間

平成 29 年 10 月 12 日から平成 30 年 3 月 31 日の期間で 3 回開催する。

3. 場所

都内(23 区内)

4. 組織

- 4.1 検討会に座長を置く。座長は委員の互選によって選任する。
- 4.2 座長は検討会の議事運営に当たる。
- 4.3 検討事項と関係のある者を座長の了解を得た上で参考人として出席させることができる。

5. 情報公開

- 5.1 会議は公開とする。
- 5.2 検討会での委員の発言は議事録に記載される。
- 5.3 検討会資料及び議事録については、会議の終了後、ホームページ等により公表する。

(裏面に続く)

6. 事務局

検討会の事務局は、環境省 大臣官房 環境経済課及びその委託を受けた新日本有限責任監査法人において行う。

7. その他

その他必要な事項は、事務局が案を作成して、座長の承認を受けて定める。

以上